

福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号）に基づく施策として、持続可能な生活交通確保に向けた取組みを実施するにあたり、公共交通不便地等における実証運行等の取組みの方向性、生活交通確保に係る取組みについて、広く専門的かつ客観的な視点から意見を聴くため、福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 会議は専門的な知識又は経験を有する者、その他市長が必要と認める者から市長が委嘱した委員5名で組織する。

(会議の目的)

第3条 会議では、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 公共交通不便地等における実証運行等の取組みの方向性に関する事項。
- (2) 生活交通確保に係る取組みに関する事項。
- (3) その他生活交通確保における事業の推進に関して必要な事項。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議)

第5条 市長は、委員の意見聴取を行うため、会議を開催することができる。

2 会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議事の内容が、福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当する場合は非公開とすることがある。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議では、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

2 委員長は会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、新たに委員を選任することができる。

3 前項による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。